

## 商品概要説明書

(令和 6 年 10 月 1 日現在)

商品名	カードローンN														
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区内に在住または在勤の方。</li> <li>○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。</li> <li>○継続して安定した収入のある方。</li> <li>○J A (他 J A を含む。) との間でカードローン取引を行っていない方。</li> <li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li> <li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>														
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。														
契約金額	<p>○極度額 10 万円以上 500 万円以内とし、10 万円単位とします。</p> <p>ただし、本ローン契約額および他金融機関からのカードローン契約額の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する比率が 3 分の 1 以内とします。</p>														
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。														
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○変動金利とします。</li> <li>○お借入利率には、保証料を含みます。</li> <li>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> <li>○お借入後の利率は、当 J A の短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。</li> <li>○変更後の利率適用日は、基準金利の変更日以降、最初に到来する利息支払日より適用されます。</li> </ul>														
返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前月約定返済日現在の貸越残高</th> <th style="width: 50%;">約定返済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>50 万円超 100 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> <tr> <td>100 万円超 150 万円以下</td> <td>3 万円</td> </tr> <tr> <td>150 万円超 200 万円以下</td> <td>4 万円</td> </tr> <tr> <td>200 万円超 250 万円以下</td> <td>5 万円</td> </tr> </tbody> </table>	前月約定返済日現在の貸越残高	約定返済金額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 50 万円以下	1 万円	50 万円超 100 万円以下	2 万円	100 万円超 150 万円以下	3 万円	150 万円超 200 万円以下	4 万円	200 万円超 250 万円以下	5 万円
前月約定返済日現在の貸越残高	約定返済金額														
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高														
1 万円以上 50 万円以下	1 万円														
50 万円超 100 万円以下	2 万円														
100 万円超 150 万円以下	3 万円														
150 万円超 200 万円以下	4 万円														
200 万円超 250 万円以下	5 万円														

	<table border="1"> <tr> <td>250万円超 300万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>300万円超 350万円以下</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>350万円超 400万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>400万円超 450万円以下</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>450万円超 500万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	250万円超 300万円以下	6万円	300万円超 350万円以下	7万円	350万円超 400万円以下	8万円	400万円超 450万円以下	9万円	450万円超 500万円以下	10万円
250万円超 300万円以下	6万円										
300万円超 350万円以下	7万円										
350万円超 400万円以下	8万円										
400万円超 450万円以下	9万円										
450万円超 500万円以下	10万円										
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。										
担保	○不要です。										
保証人	○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。										
手数料	○ATMをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>										
その他	<p>○お申込に際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービス手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>										

とぴあ浜松農業協同組合